

瀬戸内市監査委員公表第3号

令和元年度財政援助団体監査結果報告に基づく措置状況の公表について

令和元年度財政援助団体監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が瀬戸内市長等からあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年8月29日

瀬戸内市監査委員 小 野 和 倫

瀬戸内市監査委員 廣 田 均

所管部署	産業建設部産業振興課（牛窓町水産協会）
意見（要望事項）	措置の内容
<p>水産協会は、利息を原資として事業を実施しているが、近年、利息収入が少ないことから事業が縮小傾向となっている。今後も同様の傾向が続くと予想されることから、安定した事業実施に向けて、抜本的な方策を検討していく必要がある。また、水産協会が行っている経理事務の中には、請求や明細などの資料が添付されないまま支払いが行われているものも見受けられた。水産協会では、経理事務のさらなる適正化に向け、支払いに当たっては、根拠を明確にした資料を添付するなどの徹底を図っていく必要がある。</p>	<p>今後の事業実施の財源を確保するため、牛窓水産協会の流動資産（20,000千円）の運用について、利回りの低い第406回大阪府公募公債を売却し、利回りが高い第68回国債（30年）を購入することを令和2年12月4日の理事会で可決した。稚魚放流事業、増養殖事業、環境保全事業、漁業関係損害補償制度助成事業、漁業後継者育成及び漁業振興支援事業等については、水産資源の維持、水産振興のために継続して実施し、さらに、今後は漁業者が共同で利用する施設の維持管理、整備に関する支援事業の実施を検討している。</p> <p>年に一度、水産協会の監事により監査報告を作成し、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行うことで、経理事務の適正化に努めている。</p>